

5月19日公布、1年内に施行

付帯決議

1. 排出事業者責任の在り方については、不適正処理の状況を踏まえ、今後とも責任の強化・徹底の観点から適宜必要な見直しを行うこと。特に、建設系廃棄物に係る排出事業者の元請業者への一元化については、都道府県及び関係業界との連携の下、その周知徹底を図るとともに不適正処理の防止に努めること。

2. 優良な産業廃棄物処理業者の許可の有効期間に係る特例については、許可期間をめぐって都道府県、排出事業者及び処理業者の間で混亂が生じないよう適切に対処すること。また、処理業者の優良化がより一層図られるよう、優良化の認定やインセンティブ等の在り方について引き続き検討すること。

3. 電子マニフェストについては、その普及拡大のため、特に処理業者の加入を促進するとともに、産業廃棄物の排出量・受託件数等に応じて、一定規模以上の排出事業者や処理業者への義務付けを検討すること。

4. 廃棄物分野における温室効果ガスの排出量は増加傾向にあることから、廃棄物の焼却時のサーマルリサイクルを積極的に進めるとともに、収集運搬の効率化やバイオマスの利活用、施設の更新等、廃棄物分野における温暖化対策を総合的に進めること。

5. 廃棄物の定義、一般廃棄物と産業廃棄物の区分、拡大生産者責任の強化等、廃棄物処理法において従来より課題とされている事項について今後とも検討すること。また、廃棄物の適正処理のみでは持続可能な循環型社会の実現は困難なことから、総合的な見地から、廃棄物・リサイクル制度の在り方について、関係省庁一体となって検討を行うこと。

6. 放射性廃棄物に起因する放射性物質による環境汚染が懸念されることから、放射性廃棄物が廃棄物等のリサイクルや処分において非意図的に混入し、汚染が拡散することのないよう対策に努めること。

7. 希少な資源の有効利用を図るため、廃小型電子・電気機器等からのレアメタルの効率的な回収について検討を行うとともに、資源戦略の観点から、低未利用の希少資源に係る回収・活用の技術開発について積極的に取り組むこと。

※表記は原文のまま

廃掃法改正案

今国会に提出された
いた廃棄物処理法の一
部改正案は5月12日、
参議院を全会一致で通
過、19日公布された。

付帯決議では、建設系
廃棄物の排出事業者を
元請業者へ一元化する
ことの周知徹底、優良
産業廃棄物処理業者の
許可有効期間の特例に
ついて都道府県、排出
事業者、処理業者の間
で混亂が生じないよう

に適切に対処すること
などが盛り込まれた。
同法は1年以内に施行
される。

11日に行われた参院
環境委員会では、「焼却
施設における熱回収は
インセンティブがなければ
投資は進まない」
という質問に対し、小
沢銳仁環境大臣は「環

境経済成長ビジョン」
の中で、金融、リース
を活用したメカニズム
を提案している」と述
べた。

成長ビジョンの中で
示した日系静脈産業メ
ディアの海外展開支援
で「コンセンサスを得た
自治体の役割を定め、
意見交換できる場を設
ける。その上で、アジ
ア環境推進フォーラム
で「コンセンサスを得た
い」と述べた。